

●香川県告示第19号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定めたので公表する。

令和5年2月1日

香川県知事 池 田 豊 人

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）保安林伐採限度計画

区分 単位区域	保安林の皆伐面積の限度 (ha)				
	水源かん養 保安林	土砂流出防備 保安林	干害防備 保安林	魚つき 保安林	合計
小 豆	29.70	14.84		5.92	50.46
大 川	157.46	130.40			287.86
中 讃	203.45	42.62	0.40	1.28	247.75
仲 多 度	341.91	60.74			402.65
三 豊	29.14	97.42			126.56
県 計	761.66	346.02	0.40	7.20	1,115.28